

## 基本施策 (3) 地域でつながるえひめ農業を目指します

施策の展開方向 ④ 快適で安全・安心な農村の暮らしを実現します

具体的な推進事項 1 農村の防災・減災対策を推進します

### ○ため池の改修や耐震化等のハード対策推進

#### 【取組】

- ・大規模自然災害等による農地・農業用施設等の被害防止と、地域住民の安全・安心確保のため、
  - ① 海岸保全施設、地すべり等防止施設の整備・保全対策
  - ② ため池の改修・耐震対策
  - ③ 取水堰等河川工作物の補強、湛水被害防止施設の整備を実施

#### 【成果】

- ① 農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備）：3地区  
〔R4：2地区、R3：5地区〕
- ・海岸メンテナンス事業（海岸保全施設整備）：5地区  
〔R4：5地区〕
- ・農村地域防災減災事業（地すべり対策）：14地区  
〔R4：17地区、R3：16地区〕
- ② 農村地域防災減災事業（ため池整備）：50地区  
〔R4：44地区、R3：36地区〕
- ・農村地域防災減災事業（ため池地震対策）：25地区  
〔R4：22地区、R3：19地区〕
- ③ 農村地域防災減災事業（水利防災施設）：4地区  
〔R4：5地区、R3：5地区〕

#### 【関係事業】

- ・海岸保全施設整備事業費：542,816千円
- ・地すべり対策事業費：268,640千円
- ・ため池豪雨等防災対策事業費：1,429,610千円
- ・ため池地震防災対策事業費：640,573千円
- ・農業水利施設防災対策事業費：139,135千円



海岸浸食防止



地すべり対策（法枠）



ため池の改修

### ○ため池の管理・監視体制の強化等のソフト対策推進

#### 【取組】

- ・被災時に人的被害を及ぼす恐れのあるため池について、ため池管理者への相談対応やため池の点検・老朽度調査等管理・監視体制の強化を実施

#### 【成果】

- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（監視・管理体制の強化）：1地区（県下全域）  
〔R4：1地区、R3：1地区〕
- ・農村地域防災減災事業（劣化状況評価）：1地区（県下全域）  
〔R4：1地区、R3：1地区〕

#### 【関係事業】

- ・ため池管理保全推進事業費：34,000千円



ため池の点検調査

## 基本施策 (3) 地域でつながるえひめ農業を目指します

施策の展開方向 ④ 快適で安全・安心な農村の暮らしを実現します

具体的な推進事項 2 中山間地域の定住環境の向上に向けた条件整備を推進します

### ○中山間地域の定住環境整備

#### 【取組】

- ・ 集落機能の維持・強化や生活環境の向上につながる生活環境基盤の整備を実施

#### 【成果】

- ・ 中山間地域総合整備事業：4地区〔R4：4地区、R3：4地区〕
- ・ 農業集落排水事業：1地区〔R4：1地区、R3：2地区〕

#### 【関係事業】

- ・ 農村総合整備事業費：334,345千円
- ・ 農業集落排水事業費：37,246千円



農業集落排水施設

## 基本施策 (3) 地域でつながるえひめ農業を目指します

施策の展開方向 ④ 快適で安全・安心な農村の暮らしを実現します

具体的な推進事項 3 地域の農業を守るため鳥獣被害対策を強化します

### ○攻め・守り・地域体制づくりによる被害対策推進

#### 【取組】

- ・ 市町が実施する有害鳥獣の捕獲奨励金交付や防護柵の整備等に対する補助、地域の鳥獣害対策を牽引する人材の育成等

#### 【成果】

- ・ 農作物被害額：(R4※) 367,914千円〔R3：380,399千円〕
- ・ 主な有害獣許可捕獲数
  - 〔イノシシ：(R4※) 29,895頭〔R3：21,740頭〕
  - 〔ニホンジカ：(R4※) 8,522頭〔R3：9,239頭〕

※ R5実績はR6年秋頃に公表予定

- ・ 防護柵整備面積：86ha〔R4：140ha、R3：144ha〕
- ・ えひめ地域鳥獣管理専門員の認定：8人〔R4：7人、R3：7人〕

#### 【関係事業】

- ・ 有害鳥獣総合捕獲事業費：110,345千円
- ・ 鳥獣害防止対策事業費：224,858千円
- ・ 鳥獣害防止地域体制強化支援事業費：18,640千円



専門員の認定を目指し  
段々畑の柵の設置方法を  
学ぶ受講生

## 基本施策 (3) 地域でつながるえひめ農業を目指します

施策の展開方向 ④ 快適で安全・安心な農村の暮らしを実現します

具体的な推進事項 4 地域の資源を活かした再生可能エネルギーの活用を促進します

### ○再生可能エネルギーの取組促進

#### 【取組】

- 農山漁村において、農林漁業と調和をとりながら再生可能エネルギーを導入していくため、
- ① 発電設備を整備する際に必要となる、農地や森林などの資源の利用に係る許可等の適正な手続き
  - ② 市町や地域に対し、新技術や優良事例に係る情報提供
  - ③ 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく市町からの協議に対し、ワンストップ窓口を整備
- などを実施

#### 【成果】

- ・ ①～③により、令和5年度までに上記法律に基づき、愛南町・宇和島市・内子町・久万高原町において風力・太陽光・木質バイオマス・水力発電設備を整備（整備途中を含む）